

令和3年第1回（2021年第1回）
八街市農業委員会総会

令和3年1月7日
八街市農業委員会

令和3年第1回（2021年第1回）農業委員会総会

令和3年1月7日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 2. 糸久邦夫 | 7. 望月浩樹 | 16. 中村宏之 |
| 4. 保谷研一 | 13. 板倉 功 | |
| 6. 師岡重良 | 14. 鶴澤良一 | |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、地区担当委員のみ出席

2. 欠席者 1. 繁田順一

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	太田謙一	主 査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
(認定電気通信事業者)

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時02分)

○岩品会長

新年、明けましておめでとうございます。令和3年第1回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は皆さん、ご覧のように農業委員11名、推進委員の方7名と、少人数での総会となりました。令和3年初総会にしては、ちょっとさみしいところがございます。というのも、八街市でも、ご多分にもれず、コロナウイルス感染拡大が続いており、各委員の皆様の健康を守る意味でも、こうした少人数での総会となりました。まだまだコロナ禍の中で、まだ収束が見えない中ですが、一日も早くコロナ禍を脱出し、今年1年が各委員の皆様、また家族の皆様、また事務局の皆様、また家族の皆様にとって、今年1年が良い年になればと、本当に心底思うところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で13件、その他議案2件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名、全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は7名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。梅澤局長、お願いします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

令和2年12月11日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

同じく令和2年12月21日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

令和3年1月4日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することをご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号3番、中村勝行委員、4番、今関富士子委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、賃貸借、所在、八街字鍵袋、地目、畑、面積1万6,213平方メートルのうち7,572平方メートル。権利者事由、八街市の青年等就農計画認定者であり、新規で農業経営を始めるため。義務者事由、農業経営が困難なため。

番号2、区分、売買、所在、沖字東沖、地目、畑、面積1,983平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営を廃業したため。

番号3、区分、売買、所在、沖字東沖、地目、畑、面積644平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積4,621平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営を廃業したため。

番号4、区分、売買、所在、沖字中沖、地目、畑、面積694平方メートルほか15筆、計16筆の合計面積2万4,747平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続にて農地を取得したが、遠方で管理ができないため。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

○師岡委員

議案第1号1番、農地法第3条の申請に係る調査結果について、報告します。

当該申請は新規就農するための申請であります。なお、新規就農と申しましても、権利者は令和元年に開催されました八街市農業経営基盤強化促進協議会において、青年等就農計画認定を受けております。また、同居する農業経営者である父親の下で農業研修を受けており、今回独立して、自らが農業経営者となるための申請となります。

まず、申請地について、位置は八街市役所より西南西方向へ約3.2キロメートルに位置しており、境界はコンクリート杭で区切られています。現況は鋤で耕されている状態で、すぐに耕作は可能であり、進入路は八街市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

農機具についてはリースで、トラクター3台、2トントラック1台、軽トラック1台です。労働力は権利者1名で、年間農作業従事日数は300日を予定しております。

また、技術力については、父親より研修を受けており、問題ないと思われま。

また、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。

その他、参考となる事項として、営農計画は夏作に馬鈴薯、トウモロコシ、冬作に秋冬人参、セレバスを予定しております。通作距離は自宅より徒歩2分、200メートルであります。

以上の内容を踏まえ、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請

地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番から4番について、鵜澤委員、調査報告をお願いします。

○鵜澤委員

それでは議案第1号2番、3番は同一ですので、一括してご説明させていただきます。

申請地については、位置は市役所より南西に約8キロメートルに位置しております。現状はすぐに耕作できる状態で、進入路は八街市道により確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農作物の生産、販売を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件を全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者はハウスにてシイタケ栽培を行う業者であり、シイタケ栽培に必要な機械を所有しております。労働力は役員が3名で、年間農業従事日数は3名が150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

また、本申請につきましては、現在営農が行われている、いすみ市の農業委員会に事務局の職員の方に足を運んでいただきまして、営農状況について、聞き取り及び現地確認を行ったところ、全て適切に利用されていることを確認しております。

その他、参考となる事項として、本申請に隣接している義務者が所有する宅地も同時に購入して、住宅兼作業場として利用する計画から、通作距離も問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第1号4番、農地法第3条の規定による許可申請について、報告いたします。

申請地について、位置は市役所より南西に約8.5キロメートルに位置しており、現状はすぐに耕作できる状態で、進入路は八街市道により確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農作物の生産、販売を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件を全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具はトラクター2台、耕運機2台、トラック1台です。

労働力は役員2名で、年間農業従事日数は2名が150日以上であり、常雇5名がそれぞれ250日です。技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在の経営農地は全て適切に利用されております。過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、義務者は本件農地以外にも宅地建物、農機具を相続しましたが、島根県に居住し、農業も行っていないため、これら全てを含めて権利者に譲渡する契約となっております。本申請に隣接している義務者が所有する宅地も同時に購入して、作業場として利用する計画があり、通作距離についても問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、長野委員。

○長野委員

3条における売買価格というのは分かるのでしょうか。

○齋藤主査

まず、議案第1号2番、3番が1反歩当たり45万円です。

4番につきましては1反歩当たり約120万円です。

○岩品会長

ほかにございますか。

藤崎委員。

○藤崎委員

4番について、計224アールというふうには書いてあるんですけど、今持っているところが224アールで、それにプラスして2万4,000平方メートルと考えていいんですか。

○齋藤主査

そのとおりです。今、権利者が所有していたり、借りている面積が224アールで、今回新たに2万4,747平方メートルを買うということです。

○藤崎委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番、3番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番、3番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1は取下げとなりました。

番号2、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積991平方メートル。区分、売買。転用目的、宅地分譲（3区画）用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が宅地分譲として3区画造成し、販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積268平方メートル。区分、売買。転用目的、建売分譲住宅（1棟）及び道路用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が建売分譲住宅1棟の建築と道路を整備し、販売するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号4、所在、八街字追分台地先、地目、畑、面積295平方メートル。区分、売買。転用目的、建売分譲住宅（1棟）用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が建売分譲住宅1棟を建築し、販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続きまして、番号5、八街字外満木山地先、地目、畑、面積833平方メートルのうち0.35平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定

められた農用地域内にある農地に該当いたします。

番号6、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積137平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,327平方メートル。区分、売買。転用目的、駐車場用地(25台)。転用事由、現在、運送業を営んでいるが、業務拡大により駐車場が手狭なため、既存駐車場に隣接している当該申請地を駐車場として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号7、所在、大谷流字砂田谷津地先、地目、田、面積1,757平方メートル。区分、賃貸借。転用目的、里山体験施設用地。転用事由、現在、申請地近隣でゴルフ場などのレジャー施設を運営しているが、地域農業の育成と活性化及び都市住民が自然と触れ合う施設として耕作放棄地を整備し、農作業体験や里山体験施設として利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号8から番号10は同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号8、所在、沖字西沖、地目、畑、面積185平方メートルのうち0.10平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積519平方メートルのうち0.33平方メートル。

番号9、所在、地目、同じく、面積185平方メートルのうち0.10平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積519平方メートルのうち0.33平方メートル。

番号10、所在、地目、同じく、面積185平方メートルのうち0.10平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積519平方メートルのうち0.33平方メートル。

区分、一時転用。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地及び農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号2番、3番について、本日、繁田委員が急遽欠席のため、梅澤局長が調査報告の代読をします。梅澤局長、お願いします。

○梅澤事務局長

それでは議案第3号2番について、調査報告を代読いたします。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約1キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲3区画とのことです。面積は約991平方メートルであり、面積妥当と思われます。

次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。申請地には、小作人等の権利移転に対し支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地内をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、隣接地に第三者所有の農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、議案第3号3番について、調査報告を代読いたします。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向に約700メートルに位置し、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅1棟用地及び道路用地とのことです。面積は268平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありま

せん。次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地内をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。用水は市営水道、雨水は浸透柵で敷地内処理し、汚水、雑排水は合併浄化槽処理し、放流するとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告の代読を終わりにします。

○岩品会長

次に、議案第3号4番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第3号4番、第5条申請に係る調査結果について、報告いたします。

本申請は、転用を伴う所有権移転の申請であります。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約1.2キロメートルに位置し、進入路は位置指定道路により確保されております。申請地を選んだ理由については、権利者の建売住宅地の隣接など、販売に都合が良いということです。

農地性としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、権利者が申請地295平方メートルを取得して建売分譲住宅1棟として販売するもので、面積妥当と思われま

す。造成計画は整地のみを行い、外部からの土砂を搬入する埋立工事はしないとのことでした。周辺農地への被害防除対策として、ブロック、フェンス等により土砂の流出を防止する。また、工事車両は住宅地を徐行運転し、通学時間帯は材料等の搬入を行わないとのこと。資金は自己資金、利用計画は、用水は公営水道、生活排水は公共下水道、雨水は宅地内に浸透柵を設置、申請時には権利移転に対して支障となるものはなく、隣接する所有者には説明があったとのことでした。

権利者は県内で不動産販売業をしており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号5番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第3号5番の調査報告をします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西に約4キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては農振農用地です。しかし、申請は営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当します。

次に、当申請は令和2年1月27日付けで許可されたものを継続するものです。

耕作物はヒサカキで、現地は定植したばかりの様子で、除草等の管理はされていました。

また、営農型太陽光発電事業ということで、権利者と義務者と耕作者が異なることから、再度、念書により、お互いの責任について確約されており、耕作者は前総会に承認を得た個人から法人化した者が引き続き営農にあたるということです。

以上の調査結果から、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

この件に関して、事務局の太田主査より追加報告があるようですので、お願いします。

○太田主査

望月委員の調査報告のとおり、立地基準、一般基準ともに何ら問題ありませんが、事務局より、毎年の営農状況報告を調査いたしました。昨年の実績も8割に達していませんでしたので、事務局としては、1年間の条件付き許可相当で、その旨、意見に付することが妥当ではないかと思われます。

以上です。

○岩品会長

次に、議案第3号6番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第3号6番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より南方向に約4.5キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の場合は事務指針32ページ、②の㉔の(オ)による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、現在、申請地は権利者の隣接地で、車輛の駐車スペースが手狭になったため、申請地を駐車場として整備し利用したいということです。申請面積は1,327平方メートルで、車25台分の用地で、資金の確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。

ります。

次に、事業計画については、現状のまま砂利を敷き、駐車場用地として使用予定。造成計画等はなし、駐車スペースはロープ等で位置を明示する予定。雨水については、現状どおり自然浸透。用水、雑排水はありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障については、用地周辺には周辺農地への日照、通風に影響がないよう注意します、隣接農地所有者、耕作者への説明状況等については、隣接農地所有者が譲渡人であることなどから、周辺農地の営農条件に支障はないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番については、令和元年12月許可の案件の所有区分の変更に伴う申請のため、事務局から報告をお願いします。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、議案第3号7番について、事務局よりご報告いたします。

この案件は令和元年12月9日付けで、31名について、所有権移転で許可となりました。しかし、そのうちの1名に対して、権利設定が誤りであったとのことであり、今回、賃借権の設定で再申請したいというものです。

本申請内容は、当初許可から事業計画等に変更はなく、あくまで権利設定のみについての申請となっております。

なお、この案件の当初許可は、2万平方メートルを超えることから県の本庁許可案件であり、今回の申請についても本庁と協議済となっていることから、何ら問題ないと思われま

す。以上です。

○岩品会長

次に、議案第3号8番から10番について、鵜澤委員、調査報告をお願いします。

○鵜澤委員

議案第3号8番、9番、10番は関連しておりますので、一括してご報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約9キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されております。

農地区分としては、農振農用地です。申請は営農型太陽光発電設備ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針26ページ、②の㉓に該当するため、第1種農地と判断されます。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔による例外に該当すると判断いたしました。また、農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の㉕による例外に該当すると判断いたしました。

申請者の転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借による営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、平成30年1月24日付けの許可を継続するものです。

本案件は支柱部分の一時転用であり、耕作物はヒサカキです。現状は耕作準備のため手入れがされておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

古市委員、どうぞ。

○古市委員

5番についてなんです、前年度の実績が8割に満たなかつたということで、恐らくこれはダイカンドラがそのときは作付されていたんですよね。現在はヒサカキに変更になって、ヒサカキの場合だと、今植え付けたばかりの状態だという話ですから、恐らく生育で最低でも4年から6年ぐらいかかってしまうと思うんですよね。そうなってくると、また8割に満たなくなる。毎年これを調査する形になってしまうと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○太田主査

古市委員のおっしゃるとおり、あくまで収量が見込まれない、8割以上に達しないとなりますと1年更新ですね、恐らく許可は1年しか出ないと思われますので、その都度、1年ごとの更新になるかと思います。ヒサカキが出荷されて、8割を超えるような段階で条件を整えれば、3年以上の期間の更新になるかと思います。

以上です。

○岩品会長

ほかにございますか。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員

そうなる、次の8番もそういうことですよ。

○太田主査

8番、9番、10番については、前回のダイカンドラでは8割以上に達しておいますので、今回は3年の許可になるかと思われます。

○佐伯委員

作物が変更になつたとしてもか。ヒサカキに関しては、8割か、分かつていないですよ。それでも構わないわけですか。

○太田主査

この申請の実績の調査は、令和元年の実績を基に、今回の更新について調査いたしました。令和元年は、ダイカンドラで8割に達しておいましたので今回の更新については3年になるかと思います。次の3年後の更新になると、ヒサカキがまだ収穫できていないと思われますので、そのときには恐らく1年の更新になるのではないかと思われます。よろしいでしょうか。

○岩品会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号5番を許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号8番から10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番から10番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは9ページをご覧ください。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1、所在、大谷流字向田地先、地目、田、面積3,075平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立を行うものです。なお、工事期間は令和3年1月15日から令和3年2月28日までです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の中村宏之委員、調査報告をお願いします。

○中村宏之委員

議案第4号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

本案件は農地所有適格法人が権利者となります。この申請の権利者になるためには、農地法第2条第3項に規定する要件を満たす必要がありますが、権利者は法人形態や事業要件など、全ての要件を満たしております。

まず、立地基準は、八街駅から南西方向に約5.5キロメートルにあり、進入路は確保されており、小谷流の里に隣接しています。今回、提出された申請は軽微な農地改良であって、面積が3,075平方メートルです。現状は雑草が生えている状態ですが、草刈りをした後に埋立てをする計画になっています。進入路は道幅が狭く、搬入については2トンダンプで行うとのことでした。埋立後は芝の育成をする予定になっています。

また、隣地の農地は全て自社の農地になっており、稲刈りをした跡が見られました。よって、隣地への影響はないものと思われまます。

土砂につきましては、山武市松尾町の認可を受けた土砂採取場から搬入し、土砂の材料試験結果も報告されております。搬入運搬は、外注しますが、整地については自社において行うとのことでした。

確認事項といたしまして、1、農業経営者が所有する農地である。2、単純埋立方式で実施し、既存の表土を掘削することはない。3、搬入する土砂は証明願に添付されている土砂のみを利用するものであり、購入先から直接搬入し、事業地以外に一時堆積をしない。4、平均盛土の厚さは1メートル未満である。5、工事施工に伴い、法定外公共物の赤道、青道等の構造等を変更することなく、他法令等の許認可を要しないものである。6、工事着手から耕作可能な状態への復元が完了するまでの期間が3か月以内である。7、土砂等利用による農地造成の面積が概ね3,000平方メートル未満である。8、農地復元完了後、直ちに作付を行うとの誓約書も提出されており、この案件については問題となることもなく、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号1番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は交付することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

議案書10ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年12月14日付けで八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、朝日字松里、地目、畑及び原野、現況畑、面積3,902平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万2,374平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年。再設定です。

番号2、所在、上砂字中外野、地目、畑、面積3,062平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年。新規です。

番号3、所在、上砂字中外野、地目、畑、面積925平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年。新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から3の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号1番から3番を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から3番は承認することに決定します。

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、11ページをご覧ください。報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定

による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積2,117平方メートル。目的、雨水調整池用地。事業内容、八街市建設部道路河川課による道路冠水対策のため、当該申請地に雨水調整池を設置したいというものです。

番号2、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積3,918平方メートルのうち232.26平方メートル。目的、工事用道路用地。事業内容、八街市建設部道路河川課による雨水調整池整備工事に伴う工事用道路として、一時的に利用するものです。なお、一時転用の期間は令和3年1月4日から令和3年3月25日までです。

続きまして、12ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積915平方メートルのうち2,25平方メートル。目的、携帯電話基地局用地。事業内容、認定電気通信事業者がサービスエリアを拡張するため、コンクリート柱の基地局を建設するというものです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。どうもご苦労さまでした。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後3時53分)

議事録署名人

議 長

3 番

4 番